

議案第 19 号

桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例(令和元年桐生市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条第 1 項第 1 号中「第 3 条」を「第 4 条」に改め、同条第 2 項中「情報センター」を「情報センター等」に、「第 5 条中」を「第 6 条中」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項中「情報センター」を「情報センター等」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条本文中「情報センター」を「情報センター等」に、「施設」を「設備」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条各号列記以外の部分中「情報センター」を「情報センター等」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条に次の 1 項を加え、同条を第 5 条とする。

2 販売所の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 6 時まで

(2) 休館日 1 月 1 日

第 3 条各号列記以外の部分中「情報センター」の次に「及び販売所(以下「情報センター等」という。)」を加え、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(販売所の設置)

第 3 条 市は、第 1 条に規定する目的を達成するため、情報センターに物産販売所(以下「販売所」という。)を設置し、その名称及び位置を次のように定める。

名称 桐生市観光物産館

位置 桐生市末広町 1114 番地 2

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 19 号 桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例案

J R 桐生駅構内にある「桐生観光物産館わたらせ」を、「桐生市観光情報センター シルクル桐生」と一体的に管理運営するため、同物産館を同観光情報センターの物産販売所として位置付けるため、所要の改正を行おうとするものです。